

公共工事における総合評価方式の導入実態調査について

国土交通省国土技術政策総合研究所 正会員 笛田俊治
国土交通省国土技術政策総合研究所 ○ 正会員 塚原隆夫
(株)建設技術研究所 正会員 毛利淳二
(前 国土交通省国土技術政策総合研究所)
(財)国土技術研究センター 正会員 伊藤信次

1. はじめに

国土交通省においては、平成17年4月の「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の施行以降、総合評価方式の適用拡大を図り、平成20年度からは原則実施に至っている。

しかしながら、公共工事の発注の現場においては、「発注者・応札者双方にとって、手続きにかかる事務負担が大きくなっているのではないか」「応札者に対して評価結果を適切に情報公開できているか」等の声が上がっており、これら課題等に対する早急な解決が求められている。そこで、意見等を収集・分析し、課題解決に向けた検討を実施するため、平成20年10月から11月にかけて、発注者・受注者双方に、総合評価方式の実施に関する課題や改善方策、またその普及方策等について幅広くアンケート調査を実施した。

また、アンケート調査より明らかとなった総合評価方式の実施に対して、具体的な問題意識を持って発注者及び受注者を対象にヒアリング調査を実施するとともに、総合評価方式の改善方策について検討を行った。

本稿においては、上記アンケート調査及びヒアリング調査の結果とこれらを踏まえた改善方策の検討について、主な内容を述べる。

2. アンケート調査の主な概要

2.1 対象者と調査内容

対象者と回答状況は表-1のとおりである。また、アンケートの主な調査内容は、総合評価方式の実施における効果、問題意識、評価項目、評価基準等に関するものである。

2.2 アンケート結果（総合評価方式の実施に対する問題意識）

ここでは、発注者（国土交通省）と受注者（建設会社）における総合評価方式の実施に対する問題意識を中心に示す。

総合評価方式の実施に対する問題認識を5段階で回答された結果を図-1に示す。また、「①問題認識として特に重要」と回答した事項のうち、回答率が2割を超えているものについて、その具体的な

表-1 アンケート対象数と回答状況

区分	対象数	回答数	回答率
国土交通省地方整備局等	10	10 ^{注1)}	100.0%
地方公共団体	都道府県 47	44 ^{注2)}	93.8%
政令市	17	16 ^{注2)}	94.4%
市町村	1,799	1,471	81.8%
建設会社	(社)全国建設業協会加盟企業 282	229	81.2%
	(社)日本土木工業協会加盟企業 126	72	57.1%

注1)10地方整備局等の他に、工事発注を行っている事務所245から230の回答があった。
注2)この他に複数回答した地方公共団体が2あった。
注3)以下の分析については、国土交通省の回答総数に事務所からの回答数を含めた。
また、地方公共団体の回答総数には複数回答数を含めた。

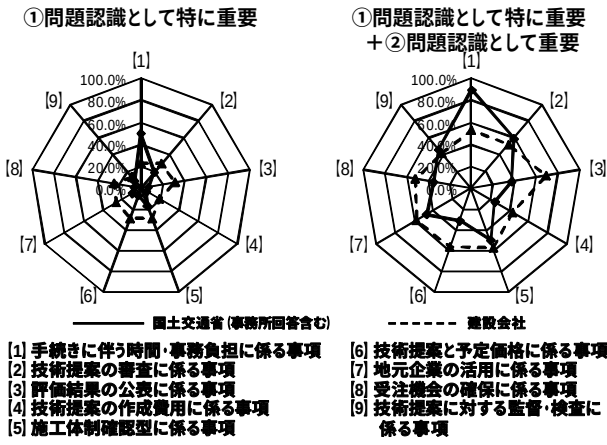


図-1 総合評価方式の実施に対する問題意識

表-2 具体的な問題意識

回答者	事項	具体的な問題意識	回答率	備考
国土交通省	(1) 手続きに伴う時間・事務負担に係る事項	入札・契約手続きに時間がかかりすぎる	67.2%	回答数 122件
	(2) 技術提案の審査に係る事項	入札・契約手続きに関する事務負担が大きい	65.6%	回答数 122件
	(3) 評価結果の公表に係る事項	評価結果にばらつきが生じる	45.7%	回答数 88件
	(4) 技術提案の作成費用に係る事項	適切な評価項目選定に苦慮する	27.9%	回答数 140件
建設会社	(1) 手続きに伴う時間・事務負担に係る事項	入札・契約手続きに時間がかかりすぎる	47.1%	回答数 68件
	(2) 技術提案の審査に係る事項	入札・契約手続きに関する事務負担が大きい	26.5%	回答数 58件
	(3) 評価結果の公表に係る事項	評価結果にばらつきが生じる	41.8%	回答数 88件
	(4) 技術提案の作成費用に係る事項	要求事項が煩雑で多い	17.2%	回答数 261件
	(5) 施工体制確認型に係る事項	評価結果を具体的に公開・個別通知して欲しい	64.9%	回答数 94件
	(6) 技術提案と予定価格に係る事項	すべてのタイプで費用負担が発生している	58.6%	回答数 88件
	(7) 地元企業の活用に係る事項	提案資料作成の費用を回収する方法がない	34.5%	回答数 58件
	(8) 受注機会の確保に係る事項	低入札でも落札できる場合がある	39.8%	回答数 88件
	(9) 技術提案に対する監督・検査に係る事項	ペナルティが甘い・ない(強化すべき)	37.5%	回答数 88件
	(1) 問題認識として特に重要	技術提案内容が予定価格に反映されない	70.5%	回答数 88件
	(2) 問題認識として重要	必要な金額を提案しても設計変更対象とならない	18.2%	回答数 88件
	(3) 問題認識として重要	さらなる地元重視・評価が必要	40.5%	回答数 88件
	(4) 問題認識として重要	県外業者参入による地元企業の受注低下が発生	20.3%	回答数 88件
	(5) 問題認識として重要	受注機会が特定の企業に偏っている	42.7%	回答数 88件
	(6) 問題認識として重要	配置予定技術者の同業競合を条件とするが新規参入が困難	17.3%	回答数 88件

※図-1において、「問題認識として特に重要」と回答した事項のうち、回答率が2割を超えているものについて、その具体的な問題意識の上位2つを示す。
※複数回答がある。

キーワード：総合評価方式、公共工事、入札・契約制度、実態調査、品質確保
連絡先（〒305-0804 茨城県つくば市旭一番地、TEL:029-864-7471、FAX:029-864-2547）

問題意識として回答された結果（上位2つ）を表－2に示す。

2.3 具体的な改善方策を検討する課題

表－2で示した総合評価方式の実施に対する具体的な問題意識においては、特に「手続きに伴う時間・事務負担」については発注者側で、「評価結果の公表」、「技術提案の作成費用」、「技術提案と予定価格」、「地元企業の活用」、「受注機会の確保」については受注者側で高い問題意識を持っている結果となっている。この結果から、具体的な改善方策を検討する課題は、表－3（左欄）に示すとおりと考えられる。

3. ヒアリング調査の主な内容

表－3（左欄）で示した具体的な改善方策を検討する課題について、具体的な問題意識を持っている発注者及び受注者を対象にヒアリング調査を実施した。それぞれの課題に対するヒアリング結果の主要なものを表－3（右欄）に示す。

「時間がかかりすぎる」、「評価結果を具体的に公表（個別通知）して欲しい」との課題については、国土交通省の一部の地方整備局において実施している事例があり、建設会社からは同様の取組みを全国的に実施することを望む意見が多数あった。

表－3 課題に対するヒアリング結果

一方、「さらなる地元重視（評価）が必要」、「受注機会が特定の企業に偏っている」との課題については、建設業者団体の中で相反する意見が出る結果となった。

4. 総合評価方式の改善方策の検討

以上のアンケート及びヒアリングの結果をもとに、総合評価方式について改善方策を検討した。検討は、次の観点から行った。

○ 総合評価方式の目的の一つである品質確保を図りつつ、かつ著しい事務負担が発生しないような改善方策かどうか。

○ 相反する意見がなされている課題に対しては、さらなる意見集約等、より慎重な検討を要することから、ここでは改善方策を検討しない。

上記の観点から検討し、考えられる改善方策を課題ごとに整理したものを表－4に示す。

5. おわりに

本稿で述べた改善方策として考えられるものについては、必要に応じて各地方整備局等において実施されることを期待するものである。今後も、公共工事における総合評価方式の実施状況をフォローアップし、必要に応じて改善方策を検討してまいりたい。

最後に、アンケート調査、ヒアリング調査及び改善方策の検討にあたって、東京大学大学院工学系研究科小澤一雅教授をはじめとする学識経験者の皆様にご指導いただいた。ここに記して深く謝意を表します。

課題		国土交通省	A建設業者団体加盟企業	B建設業者団体加盟企業
①手続きに伴う時間・事務負担	時間がかかりすぎる	○ 技術的難易度の低い案件について、簡易な施工計画を求めない実績重視型の総合評価方式を導入（入札公告から落札者決定まで7週間から3週間に短縮）。	○ 現行の手続期間は適切な技術力評価を行うために必要であり、短縮する必要はない（標準型・高度技術提案型）。 ○ 早期の辞退を促すため、入札前に技術評価点（評価ランク）を公表（特に高度技術提案型）。	○ 現行の手続期間は適切な技術力評価を行うために必要であり、短縮する必要はない（簡易型・標準型）。 ○ 施工計画に差が生じないものについて、簡易な施工計画を求めない総合評価方式を活用。
	事務負担が大きい	○ 技術提案の1課題当たりの提案数に上限を設定（最大5提案）。これ以上削減すると評価が困難。	○ 技術提案の課題数・項目数に適切な上限を設定（整備局等の中には統計30～60項目の提案が可能例がある）。 ○ 技術提案書の枚数・文字数に上限を設定（整備局等の中にはA450枚以上の提出が可能例がある）。	○ 公告文における施工場所等について、地雷まで含めた詳細な条件の明示（簡易型）。 ○ 公告段階で詳細な工事数量を記載した見積り資料の閲覧または提供（簡易型）。 ○ 簡易な施工計画で求める課題数・文字数を限定（1課題、300字程度）（簡易型）。
	配置予定技術者が長時間拘束される	－	○ 配置予定技術者の拘束期間を短縮するため、低入札価格調査となった時点で辞退する手続を構築。 ⇒ 会計法上は入札後の辞退は不可。	－
②技術提案の審査・評価	評価結果のばらつきが生じる	○ 事務所間の評価結果のバラつきを小さくするため、整備局等が設置した総合評価審査小委員会等で評価方法の方向性を提示。 ○ 過去の評価結果のデータベース化及びその活用。	○ 評価結果のばらつきは発注者が工事特性に応じて判断した結果と認識。 ○ 発注者の意図を的確に把握するため、現場説明会等の機会を活用。	－
③評価結果の公表	評価結果を具体的に公表（個別通知）して欲しい	○ 知的財産保護の観点から、技術提案書の内容は非公開。 ○ 技術提案が形骸化してしまう恐れがあることから、技術提案内容とその結果の公表には慎重。 ○ 一部の整備局等では、競争参加資格の確認結果と併せて技術提案した企業に自社提案の採否を通知。	○ 一部の整備局等のように、競争参加資格の確認結果と併せて技術提案した企業に自社提案の採否通知を要望（入札前辞退の判断にも活用）。	○ 一部の整備局等のように、競争参加資格の確認結果と併せて技術提案した企業に自社提案の採否通知を要望。
④技術提案の作成費用	費用負担の軽減	－	○ 質問に対する迅速な回答と、具体的な内容の回答。 ○ 設計図面のCADデータの配布。 ○ 配置予定技術者ヒアリングを重視。 ○ 地元企業との共同体的結成。 ○ 地元企業への地元企業の活用方法を技術提案にて評価。 ⇒ 地元企業の育成活用を総合評価方式で扱うことは困難。	○ 受発注者間の情報共有のため現場説明会のような機能の復活。 ○ 配置予定技術者ヒアリングの電話での実施。 ○ 当該工事への地元企業の活用方法を技術提案にて評価。 ○ 各々の地域特性を踏まえ、慎重に地域要件を設定。 ○ 地域貢献度（防災活動や地産品の活用）を評価（更なる評価は不要）。
⑤地元企業の活用	さらなる地元重視（評価）が必要	○ Bランク以上の工事については、地元企業の下請としての活用を評価項目に追加。 ○ 説明責任の観点から、適切な地域重視の評価項目を設定。	○ 同時期に入札を行う複数の工事では、入札案件ごとに求める技術提案のテーマを変更。 ○ 技術提案を優・良・可等の判定方式で採点する場合、点数を細分化した評価基準を採用。 ○ 配置予定技術者ヒアリングの重視。 ⇒ 技術競争の結果であり、特定の企業に偏ることは当然。	○ 同日発注案件について、1本目を取った企業は2本目の入札に参加できない措置。 ○ 受注機会の確保の観点から、手持ち工事量を適切に評価。 ⇒ 過度な評価は技術競争を阻害。
⑥受注機会の確保	受注機会が特定の企業に偏っている	－	－	－

表－4 課題に対し考えられる改善方策

課題	考えられる改善方策
時間がかかりすぎる	対象工事を限定※した上で、施工計画の提案や配置予定技術者のヒアリングを、実績評価で代替する簡易型（実績重視型）の総合評価方式を適用する。 （※簡易型を適用する工事のうち、比較的小規模で、施工計画の工夫の余地が少なく、これまでに施工した同種・類似工事の実績で施工の確実性を十分評価できる工事に限定）
費用負担の軽減（事務負担が大きい）	技術提案作成の負担の大きな工事を対象に、現状における設計等の成果品の状況を勘案して、競争参加者に工事関連データ※を提供する。 ※提供情報：地質調査報告書、詳細設計図、数量計算書、構造計算書等のうち、工事内容等を勘案し設定 ※提供媒体：紙面での複写又はCDによる電子データ（PDF） ※留意事項：個人情報や予定価格の類推を容易とする情報はマスキング処理を実施
配置予定技術者が長時間拘束される	技術提案の採否（または評価）の通知を試行する。（ただし、発注者側業務量を勘案しつつ、順次対象工事を拡大する。）
評価結果を具体的に公表（個別通知）して欲しい	－